

第 37 回大船渡市農業委員会総会会議録

大船渡市農業委員会

第 37 回大船渡市農業委員会総会会議録

招集者 大船渡市農業委員会会長 藤原 重信
会議日時 令和 5 年 10 月 27 日 午後 2 時 00 分開会
会議場所 大船渡市役所：地階大会議室

議事日程第 1 号

日程第 1	会期の決定
日程第 2	書記及び議事録署名委員の指名
日程第 3	報告第 1 号 農地法第 3 条の 3 の規定による届出について
日程第 4	議案第 1 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について
日程第 5	議案第 2 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について
日程第 6	議案第 3 号 農地法第 2 条第 1 項の「農地」に該当するか否かの判断について
日程第 7	議案第 4 号 大船渡市農業委員会農地利用最適化推進委員の委嘱について
日程第 8	議案第 5 号 大船渡市農業委員会農地利用最適化推進委員の委嘱について
日程第 9	議案第 6 号 大船渡市農業委員会農地利用最適化推進委員の委嘱について
日程第 10	議案第 7 号 大船渡市農業委員会農地利用最適化推進委員の委嘱について
日程第 11	議案第 8 号 大船渡市農業委員会農地利用最適化推進委員の委嘱について
日程第 12	議案第 9 号 大船渡市農業委員会農地利用最適化推進委員の委嘱について
日程第 13	議案第 10 号 大船渡市農業委員会農地利用最適化推進委員の委嘱について
日程第 14	議案第 11 号 大船渡市農業委員会農地利用最適化推進委員の委嘱について
日程第 15	議案第 12 号 大船渡市農業委員会農地利用最適化推進委員の委嘱について
日程第 16	議案第 13 号 大船渡市農業委員会農地利用最適化推進委員の委嘱について

本日の会議に付した事件

～議事日程第 1 号に同じ～

出席委員（農業委員 7 名）

議長	藤原 重信君	1 番	細谷 知成君
4 番	金野たか子君	5 番	古内 嘉博君
6 番	中村 亨 君	7 番	鈴木 力男君
9 番	熊谷 玲子君		

(農地利用最適化推進委員 9名)

[大船渡地区]	大船渡地域	佐藤 幾子君	末崎地域	村上 優司君
	末崎地域	尾形キヨシ君	赤崎地域	浅野 幸喜君
	猪川地域	鈴木 一志君	日頃市地域	佐藤美智子君
[三陸町地区]	越喜来地域	鈴木 学 君	綾里地域	畠中 圭吾君
	吉浜地域	菊地 久寿君		

遅刻者（0名）

欠席者（3名）	2番	今野八重子君	
	8番	及川 建則君	
	大船渡地区立根地域	金 典夫 君	

早退者（0名）

事務局出席者

局 長	小松 哲 君	局長補佐	佐々木浩久君
係 長	志田 和則君		

午後 2 時 00 分開会

○議長(藤原重信君) 本日は、ご出席をいただきましてありがとうございます。定刻になりましたので、これより第 37 回大船渡市農業委員会総会を開会いたします。

開会にあたりまして、一言ご挨拶を申し上げます。本日の総会は任期中の最後の総会になりました。3 年間、コロナ禍の中で思うようにできなかつたことが多々ありましたが、皆様の理解とご協力によって、お互い今まで歩みを進めてくることができたなと思っていいるところであります。

皆様におかれましては、3 年間たいへんご苦労さまでございました。感謝と御礼を申し上げ挨拶といたします。

○議長(藤原重信君) 本日出席の農業委員は 7 名、推進委員は 9 名であります。

欠席の通告のあった農業委員は、2 番、今野八重子農業委員、8 番、及川建則農業委員の 2 名であります。

それから欠席の通告のあった推進委員は、大船渡地区立根地域、金典夫推進委員の 1 名であります。

次に、これまでの経過と今後の日程について、小松事務局長から報告をお願いいたします。

○事務局長(小松哲君) それでは、お手元の資料により行事等経過報告及び開催予定を申し上げます。

初めに、先月開催の第 36 回総会以降の経過報告です。10 月 11 日、一般社団法人岩手県農業会議・いわてポラーノの会令和 5 年度女性の新任委員初任者研修会に熊谷委員と金野委員が参加しております。10 月 16 日、一般社団法人岩手県農業会議市町村農業委員会会長会議及び臨時総会に藤原会長が出席しています。10 月 20 日、令和 5 年度大船渡市戦没者追悼式に藤原会長が出席しております。

次に、本日の総会以降の行事予定でございます。本日 10 月 27 日、総会後、大船渡市農業委員会役員会を開催いたします。10 月 31 日から 11 月 1 日、令和 5 年度岩手県都市農業委員会会長会優良先進地視察研修会に藤原会長が参加予定です。11 月 2 日、令和 5 年度大船渡市市政功労者表彰式に藤原会長が出席予定です。11 月 6 日、令和 5 年度農業委員・農地利用最適化推進委員ブロック別研修会にウェブで参加予定です。11 月 7 日、北海道・東北ブロック女性農業委員・農地利用最適化推進委員研修会は欠席予定でございます。11 月 9 日、一般社団法人岩手県農業会議農業委員会大会に参加予定です。引き続き 11 月 10 日まで、退任する委員がいることから、大船渡市農業委員会親交特別研修を実施する予定です。11 月 20 日、大船渡市農業委員会委員辞令書交付式の後に第 1 回大船渡市農業委員会総会を開催いたします。農業委員が出席の総会により会長及び会長職務代理者の互選をしてから、大船渡市農業委員会農地利用最適化推進委員委嘱状交付式の開催となり、推進委員

を含めた後半の総会となります。午後には、新任委員を対象とした大船渡市農業委員会研修会を開催予定です。第2回総会は11月28日に開催を予定しておりますので、よろしくお願いします。

行事等でご不明な点につきましては、事務局までお問い合わせ願います。

私からは以上です。

○議長(藤原重信君) それでは出席委員が定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の議事は、お手元に配付の議事日程第1号により進めることといたします。

○議長(藤原重信君) 日程第1、会期の決定を行います。

お諮りいたします。本総会の会期は本日1日間といたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(藤原重信君) ご異議なしと認めます。

よって、本総会の会期は本日1日間と決定いたしました。

○議長(藤原重信君) 次に日程第2、書記及び議事録署名委員の指名を行います。議事録署名委員は農業委員からの指名となります、書記及び議事録署名委員を議長から指名してよろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(藤原重信君) ご異議なしと認めます。それでは議長から指名いたします。書記には事務局の志田和則係長、議事録署名委員には、4番、金野たか子農業委員、5番、古内嘉博農業委員を指名いたします。

○議長(藤原重信君) 次に日程第3、報告第1号、農地法第3条の3の規定による届出についてを議題といたします。

事務局から議案の朗読と説明をお願いします。

○事務局長補佐(佐々木浩久君) それでは議案書3ページをお開きください。報告第1号、農地法第3条の3の規定による届出があり、これを受理したので、本委員会に報告するものであります。

番号1、登記簿地目は畠、現況地目は畠及び雑種地となっております。面積は計2,177m²。権利を取得した事由は相続。届出及び受理の日付は9月14日となっております。

4ページをお開きください。番号2、登記簿地目は田及び畠、現況地目は田、畠、宅地及び山林となっております。面積は計5,733m²。権利を取得した事由は相続。届出及び受理の日付は9月20日となっております。

議案書5ページをお開きください。番号3、登記簿地目、現況地目ともに畠、面積は602m²。権利を取得した事由は相続。届出及び受理の日付は9月27日となっております。

続いて番号4、登記簿地目は田及び畠、現況地目は畠、雑種地、山林及び宅地となって

おります。面積は計 5,083 m²。権利を取得した事由は相続。届出及び受理の日付は 10 月 6 日となっております。

続いて 6 ページをお開きください。番号 5、登記簿地目は田及び畠、現況地目は田、畠、雑種地、山林及び宅地となっております。面積は 4,694 m²。権利を取得した事由は相続。届出及び受理は 10 月 2 日となっております。

続きまして 7 ページをお開きください。番号 6、登記簿地目、現況地目ともに畠、面積は 254 m²。権利を取得した事由は相続。届出及び受理の日付は 10 月 5 日となっております。

続いて番号 7、登記簿地目、現況地目ともに田、面積は 962 m²。権利を取得した事由は相続。届出及び受理の日付は 9 月 25 日となっております。

以上です。

○議長(藤原重信君) 報告第 1 号について質疑、意見はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(藤原重信君) 次に日程第 4、議案第 1 号、農地法第 3 条の規定による許可申請についてを議題といたします。

事務局から議案の朗読と説明をお願いします。

○事務局長補佐(佐々木浩久君) それでは議案書 8 ページになります。議案第 1 号、農地法第 3 条の規定により許可申請があつたので、本委員会の会議に付し、可否を決定するものです。

番号 1、地図は 1 ページをあわせてご覧ください。登記簿地目、現況地目ともに畠、面積は 587 m²。権利種別は贈与。それぞれの申請事由につきましては、譲渡人は経営規模縮小のため、そして譲受人は家庭菜園として利用するためというふうになっております。受入世帯の稼働人員は 3 人中 2 人となっております。実質的には以前からこの土地を贈与するという約束がされていたようで、実際にはもう既に譲受人のほうで耕作はしているような形になっております。

以上です。

○議長(藤原重信君) 次に担当地区の推進委員から、申請地の現況について説明をお願いします。

議案第 1 号 1 番について、三陸町地区吉浜地域、菊地久寿推進委員から説明をお願いします。

○三陸町地区吉浜地域推進委員(菊地久寿君) 推進委員の菊地です。議案第 1 号 1 番について報告いたします。

地図は 1 ページです。調査は 10 月 22 日に現地を確認し、譲渡人に話を伺いました。

きれいに管理され、複数の野菜が栽培されていました。

譲渡人と、譲受人とは親戚関係にあります。譲受人は震災後、当該地脇に住宅を建築しましたが、その時から隣接した畠を借りて野菜を栽培していたそうです。本年の農地法改

正による下限面積撤廃によって、権利関係を明確にするため今回の申請になったということでした。

以上、報告を終わります。

○議長(藤原重信君) それでは議案第1号1番について質疑、意見を許しますが、何かございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(藤原重信君) 以上で質疑、意見を終わり、直ちに採決いたします。

議案第1号1番について、本委員会において許可と決定することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○議長(藤原重信君) ありがとうございます。挙手全員であります。

よって、議案第1号1番は本委員会において許可とすることに決定いたしました。

○議長(藤原重信君) 次に日程第5、議案第2号、農地法第5条の規定による許可申請についてを議題といたします。

事務局から議案の朗読と説明をお願いいたします。

○事務局長補佐(佐々木浩久君) それでは議案書9ページになります。議案第2号、農地法第5条の規定により許可申請があつたので、本委員会の会議に付し、可否を決定するものです。

番号1、地図は2ページをご覧ください。登記簿地目は田及び畠、現況地目はいずれも田、面積は計 959 m²。権利種別は賃貸借。転用の目的は露天の資材置場とするためということで、転用理由のところにございますけれども、下水工事を受注した借受人が土砂、碎石の仮置場として利用したいということで、許可の日から令和6年3月31日までの一時転用の申請であります。当該農地は第2種農地に該当し、農振農用地域の外にある農地ということになります。

続いて番号2、登記簿地目は田、現況地目は畠、面積は 2,724 m²のうち 444 m²を賃貸借により貸りたいという申請であります。転用目的は現場の事務所、トイレ、倉庫などのため利用したいということで、転用理由にはございますけれども、工事を請負った借受人のほうが現場事務所として利用したいということで、令和6年2月29日までの一時転用ということになっております。こちらの土地につきましては農振農用地域内にはございますけれども、一時転用であれば賃貸借による一時転用が可能という土地になります。なお、こちらのほう追認案件という注釈がついております。実際には8月前後から、この土地を借受人のほうで使用して現場事務所などが既に設置されていた状態となっております。この件に関して借受人のほうから始末書を提出させ、厳重に注意を行なった上で、今回の申請を受け付けた形となっております。

以上です、よろしくお願いします。

○議長(藤原重信君) 次に担当地区の農業委員並びに推進委員から、申請地の現況について説明をお願いします。

議案第2号1番について、大船渡地区赤崎地域、浅野幸喜推進委員から説明をお願いします。

○大船渡地区赤崎地域推進委員(浅野幸喜君) 推進委員の浅野です。番号1番について報告をします。

調査は10月21日、貸付人が不在だったことから、貸付人の母親からの聞き取りと現地の確認、また借受人の担当者からは、電話で聞き取りを行いました。なお、貸付人は市外のほうにお勤めということで、なかなかご自宅のほうに戻ることが少ないということで、先月も同様の貸付人の方でございましたけれども、母親からの聞き取りとさせていただきました。

現地の状況ですが、平成26年まで貸付人の母親が米作りをしていましたが、体調を悪くしてからは耕作をやめたため、現在は草刈り管理された休耕田となっております。

次に申請に至った経緯ですが、借受人の説明によりますと、下水道工事を行うにあたり、土砂や碎石の仮置場とするため申請地の表土を取って保管をし、砂利敷きにしたその上に鉄板を敷き利用したいとのことです。令和6年3月31日までの一時転用となりますが、転用期間満了時には表土を戻し現状に回復することです。

なお周辺には耕作している農地はなく、転用に伴う影響は特にならないものと思われます。

以上でございます。

○議長(藤原重信君) それでは議案第2号1番について質疑、意見を許しますが、何かございませんか。5番、古内委員どうぞ。

○5番(古内嘉博君) 5番、古内です。事務局にお伺いしたいんですが、今、期日終了後に現状回復するという話でしたけれども、そういう事項というのは、業者から完了しました、元通りにしましたという報告義務というのはあるんでしょうか。

○事務局長補佐(佐々木浩久君) 農地の転用につきまして、完了した時点で完了の届出していくだけになります。その際には現地の写真を何点か添付した上で、元の状態に戻すというのは契約書に謳われているものと考えておりますけれども、それが確実に行われたかどうかは、写真によって判定しながら、その申請に基づいた状態になっているかどうかということを確認しております。

○5番(古内嘉博君) 分かりました。

○議長(藤原重信君) よろしいでしょうか。他にございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(藤原重信君) 以上で質疑、意見を終わり、直ちに採決いたします。

議案第2号1番について、本委員会において許可と決定することに賛成の農業委員の举手を求めます。

(賛成者挙手)

○議長(藤原重信君) ありがとうございます。挙手全員であります。

よって、議案第2号1番は本委員会において許可とすることに決定いたしました。

○議長(藤原重信君) 次に議案第2号2番について、4番、金野たか子農業委員から説明をお願いします。

○4番(金野たか子君) 4番、金野です。議案第2号2番について報告いたします。

10月26日、農地確認をしながら現場事務所において借受人の担当者より聞き取り調査をいたしました。許可申請をとる時は、追認案件の件ですが、許可申請をとる時は面積が大きいところだけだと思っており、当該地は狭いところだったので許可申請はいらないと思った。以後、気を付けます。すみませんでしたということでした。

周辺への影響はないを見てまいりました。

以上です。

○議長(藤原重信君) それでは議案第2号2番について質疑、意見を許しますが、何かございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(藤原重信君) 以上で質疑、意見を終わり、直ちに採決いたします。

議案第2号2番について、本委員会において許可と決定することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○議長(藤原重信君) ありがとうございます。挙手全員であります。

よって、議案第2号2番は本委員会において許可とすることに決定いたしました。

○議長(藤原重信君) 次に日程第6、議案第3号、農地法第2条第1項の「農地」に該当するか否かの判断についてを議題といたします。

事務局から議案の朗読と説明をお願いします。

○事務局長補佐(佐々木浩久君) 議案書10ページになります。議案第3号、農地法の運用について第4(2)に基づき、農地法第2条第1項の「農地」に該当しない旨判定された別添土地について、本委員会で判断するため審議決定するものです。

議案書11ページをお開きください。地図は4ページになります。それからその後ろ、5ページ以降に現況の写真を添付しておりますので、参考としていただきたいと思います。

番号1、台帳地目は畠、現況地目は雑種地、農振農用地区域外にあります、登記簿面積は877m²。耕作状況はその他。この農地に関しましては土地所有者のほうが、今後別な形で活用を考えるということで、具体的には太陽光発電などを検討はしているようでございますけれども、未だ確固たる計画にはなっていないということで、非農地の判断を依頼するという形になったものでございます。

以上です。

○議長(藤原重信君) 次に担当地区の推進委員から、当該地の現況について説明をお願いします。

議案第3号1番について、三陸町地区吉浜地域、菊地久寿推進委員から説明をお願いします。

○三陸町地区吉浜地域推進委員(菊地久寿君) 推進委員の菊地です。議案第3号、農地法第2条第1項の「農地」に該当するか否かの判断について報告いたします。

調査は10月22日に現地を確認し、所有者に話を伺いました。

道路に面した部分は平地がありますが、未利用となっており、隣接する土地のほうから樹木の侵出が見られております。

畠としては4、50年前から耕作されておらず、今後も耕作される予定はないとのことでした。一応、太陽光等も考えられたみたいですが、今のところ白紙かなということでお話しをしていました。

以上、報告をいたします。

○議長(藤原重信君) それでは議案第3号1番について質疑、意見を許しますが、何かございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(藤原重信君) 以上で質疑、意見を終わり、直ちに採決いたします。

議案第3号1番について、本委員会において農地に該当しないことと決定することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○議長(藤原重信君) ありがとうございます。挙手全員であります。

よって、議案第3号1番の農地に該当するか否かの判断については、本委員会において農地に該当しないことに決定いたしました。

○議長(藤原重信君) 引き続き進めてまいります。次に日程第7、議案第4号、大船渡市農業委員会農地利用最適化推進委員の委嘱についてを議題といたします。

初めに日程第7、議案第4号から、日程第16、議案第13号までの大船渡市農業委員会農地利用最適化推進委員の委嘱についての案件について、事務局からの説明に先立ちまして、私、藤原から農地利用最適化推進委員候補者評価委員会委員長として、10名の選考に当たっての経緯などについて説明をさせていただきます。

農業委員とあわせて推進委員の募集を実施した結果、14名の方から応募がございましたが、農業委員と併願されていた方6名のうち4名が農業委員の任命を受けることになりましたので、との10名の方について選考することとなったところであります。選考につきましては、農業委員会農地利用最適化推進委員候補者評価委員会設置要綱の規定により、会長が委員長、会長職務代理者を副委員長とし、その他会長が指名した、5番、古内嘉博委員、6番、中村亨委員の4名により9月12日に評価委員会を開催いたしたところであります。

ます。評価基準などの説明は省略をいたしますが、公平性、透明性を確保するために定めた評価要領に則って評価を行い、選考された候補者 10 名の委嘱について本総会にお諮りするものであります。

それでは議案第 4 号について、事務局から議案の朗読と説明をお願いします。

○事務局長補佐(佐々木浩久君) それでは議案書の 12 ページになります。議案第 4 号、大船渡市農業委員会農地利用最適化推進委員の委嘱について。下記の者を大船渡市農業委員会農地利用最適化推進委員に委嘱することについて、農業委員会等に関する法律第 17 条第 1 項の規定により、本委員会の承認を求めるものです。

下記として委嘱候補者の氏名、住所が載っております。氏名は根内孝。13 ページにお進みいただきます。委嘱候補者の学歴及び経歴については記載しているとおりであります。

14 ページをお開きください。こちらに参考といたしまして、農業委員会等に関する法律の抜粋を掲載しております。先ほども申しました第 17 条には、農業委員会は農地等の利用の最適化の推進に熱意と識見を有する者のうちから、農地利用最適化推進委員を委嘱しなければならないという文言がございまして、これに従いまして委嘱委員の決定を行うものであります。

以上です。

○議長(藤原重信君) それでは議案第 4 号について質疑、意見を許しますが、何かございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(藤原重信君) 以上で質疑、意見を終わり、直ちに採決いたします。

議案第 4 号について、大船渡市農業委員会農地利用最適化推進委員に委嘱することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○議長(藤原重信君) ありがとうございます。挙手全員であります。

よって、議案第 4 号について本委員会において根内孝氏を農地利用最適化推進委員に委嘱することを承認することに決定いたしました。

○議長(藤原重信君) 次に日程第 8、議案第 5 号、大船渡市農業委員会農地利用最適化推進委員の委嘱についてを議題といたしますが、この案件は浅野幸喜推進委員が当事者であることから、浅野推進委員さんには退席をお願いいたします。

(大船渡地区赤崎地域推進委員 浅野幸喜君除斥)

○議長(藤原重信君) 事務局から議案の朗読と説明をお願いします。

○事務局長補佐(佐々木浩久君) 議案第 5 号、前段は議案第 4 号と同文でありますので省略させていただきます。下記部分でございますけれども、委嘱候補者の氏名は浅野幸喜。16 ページにお進みください。学歴及び経歴につきましては記載のとおりであります。なお、平成 29 年 11 月から現在まで農地利用最適化推進委員のほうを務めておいでです。

よろしくお願ひいたします。

○議長(藤原重信君) 議案第5号について質疑、意見を許しますが、何かございませんか。
(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(藤原重信君) 以上で質疑、意見を終わり、直ちに採決いたします。

議案第5号について、大船渡市農業委員会農地利用最適化推進委員に委嘱することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○議長(藤原重信君) ありがとうございます。挙手全員であります。

よって、議案第5号について、本委員会において浅野幸喜氏を農地利用最適化推進委員に委嘱することを承認することに決定いたしました。

浅野幸喜推進委員の着席をお願いします。

○議長(藤原重信君) 浅野幸喜推進委員に報告します。議案第5号について、本委員会において承認とすることに決定いたしました。

○議長(藤原重信君) 次に日程第9、議案第6号、大船渡市農業委員会農地利用最適化推進委員の委嘱についてを議題といたします。

事務局から議案の朗読と説明をお願いします。

○事務局長補佐(佐々木浩久君) それでは議案書の17ページです。議案第6号、前段は同文につき省略させていただきます。下記の部分からです、氏名は中嶋敬治。18ページをご覧ください。学歴、経歴についてはご覧のとおりであります。

以上です。

○議長(藤原重信君) それでは議案第6号について質疑、意見を許しますが、何かございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(藤原重信君) 以上で質疑、意見を終わり、直ちに採決いたします。

議案第6号について、大船渡市農業委員会農地利用最適化推進委員に委嘱することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○議長(藤原重信君) ありがとうございます。挙手全員であります。

よって、議案第6号について本委員会において中嶋敬治氏を農地利用最適化推進委員に委嘱することを承認することに決定いたしました。

○議長(藤原重信君) 次に日程第10、議案第7号、大船渡市農業委員会農地利用最適化推進委員の委嘱についてを議題といたします。

事務局から議案の朗読と説明をお願いします。

○事務局長補佐(佐々木浩久君) それでは議案書19ページです。議案第7号、前段は同文につき省略させていただきます。下記の部分から、氏名は金典夫。次のページをご覧くだ

さい。学歴、経歴については記載のとおりであります。なお、令和2年11月から現在に至るまで農地利用最適化推進委員をお務めいただいております。

以上です。

○議長(藤原重信君) それでは議案第7号について質疑、意見を許しますが、何かございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(藤原重信君) 以上で質疑、意見を終わり、直ちに採決いたします。

議案第7号について、大船渡市農業委員会農地利用最適化推進委員に委嘱することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○議長(藤原重信君) ありがとうございます。挙手全員であります。

よって、議案第7号について本委員会において金典夫氏を農地利用最適化推進委員に委嘱することを承認することに決定いたしました。

○議長(藤原重信君) 次に日程第11、議案第8号、大船渡市農業委員会農地利用最適化推進委員の委嘱についてを議題といたしますが、この案件は佐藤幾子推進委員が当事者であることから、佐藤幾子推進委員は退席を願います。

(大船渡地区大船渡地域推進委員 佐藤幾子君除斥)

○議長(藤原重信君) 事務局から議案の朗読と説明をお願いします。

○事務局長補佐(佐々木浩久君) 議案書21ページです。議案第8号、前段については省略させていただきます。下記の部分から、氏名は佐藤幾子。22ページをお開きください。経歴、学歴についてはご覧のとおりでございます。なお、令和2年11月から現在に至るまで農地利用最適化推進委員をお務めいただいております。

以上です。

○議長(藤原重信君) それでは議案第8号について質疑、意見を許しますが、何かございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(藤原重信君) 以上で質疑、意見を終わり、直ちに採決いたします。

議案第8号について、大船渡市農業委員会農地利用最適化推進委員に委嘱することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○議長(藤原重信君) ありがとうございます。挙手全員であります。

よって、議案第8号について本委員会において佐藤幾子氏を農地利用最適化推進委員に委嘱することを承認することに決定いたしました。

ここで、佐藤幾子推進委員の着席をお願いします。

○議長(藤原重信君) 佐藤幾子推進委員に報告します。議案第8号について、本委員会に

おいて承認することに決定いたしました。

○議長(藤原重信君) 次に日程第 12、議案第 9 号、大船渡市農業委員会農地利用最適化推進委員の委嘱についてを議題といたしますが、この案件は尾形キヨシ推進委員が当事者であることから、尾形キヨシ推進委員には退席をお願いします。

(大船渡地区末崎地域推進委員 尾形キヨシ君除斥)

○議長(藤原重信君) 事務局から議案の朗読と説明をお願いします。

○事務局長補佐(佐々木浩久君) 議案書 23 ページです。議案第 9 号、前段については省略させていただきます。氏名、尾形キヨシ。24 ページをお開きください。学歴、経歴については記載のとおりであります。なお、令和 2 年 11 月から現在に至るまで農地利用最適化推進委員をお務めいただいております。

よろしくお願ひします。

○議長(藤原重信君) それでは議案第 9 号について質疑、意見を許しますが、何かございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(藤原重信君) 以上で質疑、意見を終わり、直ちに採決いたします。

議案第 9 号について、大船渡市農業委員会農地利用最適化推進委員に委嘱することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○議長(藤原重信君) ありがとうございます。挙手全員であります。

よって、議案第 9 号について本委員会において尾形キヨシ氏を農地利用最適化推進委員に委嘱することを承認することに決定いたしました。

尾形キヨシ推進委員の着席をお願いします。

○議長(藤原重信君) 尾形キヨシ推進委員に報告します。議案第 9 号について、本委員会において承認とすることに決定いたしました。

○議長(藤原重信君) 次に日程第 13、議案第 10 号、大船渡市農業委員会農地利用最適化推進委員の委嘱についてを議題といたします。

事務局から議案の朗読と説明をお願いします。

○事務局長補佐(佐々木浩久君) 議案書 25 ページになります。前段については省略させていただきます。氏名、鈴木のり子。26 ページをお開きください。学歴、経歴については記載のとおりとなっております。

以上です。

○議長(藤原重信君) それでは議案第 10 号について質疑、意見を許しますが、何かございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(藤原重信君) 以上で質疑、意見を終わり、直ちに採決いたします。

議案第 10 号について、大船渡市農業委員会農地利用最適化推進委員を委嘱することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○議長(藤原重信君) ありがとうございます。挙手全員であります。

よって、議案第 10 号について本委員会において鈴木のり子氏を農地利用最適化推進委員に委嘱することを承認することに決定いたしました。

○議長(藤原重信君) 次に日程第 14、議案第 11 号、大船渡市農業委員会農地利用最適化推進委員の委嘱についてを議題といたしますが、この案件は鈴木学推進委員が当事者であることから、鈴木学推進委員は退席をお願いします。

(三陸町地区越喜来地域推進委員 鈴木学君除斥)

○議長(藤原重信君) 事務局から議案の朗読と説明をお願いします。

○事務局長補佐(佐々木浩久君) 議案書 27 ページになります。議案第 11 号、前段は省略させていただきます。氏名は鈴木学。28 ページをお開きください。学歴、経歴については記載のとおりであります。なお、令和 2 年 11 月から現在に至るまで農地利用最適化推進委員をお務めいただいております。

以上です。

○議長(藤原重信君) それでは議案第 11 号について質疑、意見を許しますが、何かございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(藤原重信君) 以上で質疑、意見を終わり、直ちに採決いたします。

議案第 11 号について、大船渡市農業委員会農地利用最適化推進委員に委嘱することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○議長(藤原重信君) ありがとうございます。挙手全員であります。

よって、議案第 11 号について本委員会において鈴木学氏を農地利用最適化推進委員に委嘱することを承認することに決定いたしました。

ここで、鈴木学推進委員の着席をお願いします。

○議長(藤原重信君) 鈴木学推進委員に報告します。議案第 11 号について、本委員会において承認とすることに決定いたしました。

○議長(藤原重信君) 次に日程第 14、議案第 12 号、大船渡市農業委員会農地利用最適化推進委員の委嘱についてを議題といたします。

事務局から議案の朗読と説明をお願いします。

○事務局長補佐(佐々木浩久君) 議案書 29 ページになります。議案第 12 号、前段は省略させていただいて、氏名は及川孝子。議案書 30 ページをお開き願います。学歴、経歴につきましてはご覧のとおりとなっております。

以上です。

○議長(藤原重信君) それでは議案第12号について質疑、意見を許しますが、何かございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(藤原重信君) 以上で質疑、意見を終わり、直ちに採決いたします。

議案第12号について、大船渡市農業委員会農地利用最適化推進委員に委嘱することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○議長(藤原重信君) ありがとうございます。挙手全員であります。

よって、議案第12号について本委員会において及川孝子氏を農地利用最適化推進委員に委嘱することを承認することに決定いたしました。

○議長(藤原重信君) 次に日程第16、議案第13号、大船渡市農業委員会農地利用最適化推進委員の委嘱についてを議題といたします。

事務局から議案の朗読と説明をお願いします。

○事務局長補佐(佐々木浩久君) 議案書31ページになります。議案第13号、前段は省略させていただきます。氏名は古内文人。32ページをご覧ください。学歴、経歴につきましてはご覧のとおりとなっております。

以上です。

○議長(藤原重信君) それでは議案第13号について質疑、意見を許しますが、何かございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(藤原重信君) 以上で質疑、意見を終わり、直ちに採決いたします。

議案第13号について、大船渡市農業委員会農地利用最適化推進委員に委嘱することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○議長(藤原重信君) ありがとうございます。挙手全員であります。

よって、議案第13号について本委員会において古内文人氏を農地利用最適化推進委員に委嘱することを承認することに決定いたしました。

○議長(藤原重信君) 以上をもちまして、本総会に付議されたすべての議案審議を終りました。慎重審議を賜りまして、ありがとうございました。

これをもちまして、第37回総会を閉会いたします。

午後2時58分閉会